

2025年2月

お客さま 各位

岐阜商工信用組合

「未利用口座管理手数料」新設および「預金規定」改定のお知らせ

当組合は、長期間ご利用がない普通預金・貯蓄預金口座を対象に、口座不正利用の未然防止や未利用口座の活性化、口座管理コストの低減を目的として「未利用口座管理手数料」を新設し、預金規定を改定しますので、下記のとおりお知らせいたします。

本手数料は、2年以上の長期にわたりご利用のない所定残高未満の普通預金・貯蓄預金口座を対象とするものであり、日頃より入出金や口座振替等のお取引をいただいているお客さまの口座が対象となることはございません。

なお初回引落しは、2026年9月を予定しております。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

■ 未利用口座管理手数料の概要

対象となる口座	最後のお預入れ（当該預金のお利息入金を除きます）または払戻し（本件手数料の引落しを除きます）から2年以上、お預入れまたは払戻しがない普通預金口座（総合口座を含みます）ならびに貯蓄預金口座が未利用口座管理手数料の対象となります。 ただし、次の場合は対象とはなりません。 ○当該口座の残高が10,000円以上である場合 ○当該口座と同一のお取引店（同一のお客さま番号）で次の取引がある場合 ・定期性預金（定期預金・定期積金）の取引がある場合 ・お借入れの取引がある場合
目的について	本件手数料は、つぎの目的のため適用させていただいております。 ○開設いただいたにもかかわらず、しばらくご利用のない口座について、ぜひご利用の再開をお願いしたいこと。 ○今後ご利用の予定のない口座については、不正利用防止の観点からご解約をお勧めすること。 ○ご利用のない口座について、その管理に要している最低限のコストをご負担いただくことにより、口座をご利用いただいているお客さまへのサービスの維持・向上を図ること。
手数料金額	年間1,320円（税込） ※対象となられたお客さまへは、お届けのご住所宛に事前に文書にてお知らせさせていただく予定です。お知らせを差し上げて一定期間経過後におきましても、ご利用またはご解約がない場合に、手数料を引落しさせていただきます。
自動解約について	残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しができなかった場合、残高全額を未利用口座管理手数料の一部としていただき、当該口座を自動的に解約させていただきます。その場合、お手元の通帳・キャッシュカードは、以降ご利用いただけません。

■ 預金規定の改定

2025年3月1日に以下の預金規定を改定します。

- (1) 普通預金規定 (2) 総合口座規定 (3) 貯蓄預金規定

普通預金規定新旧対照表

旧	新
18. (休眠預金等代替金に関する取扱い) 略	18. (休眠預金等代替金に関する取扱い) 略
新設	19. (手数料の取扱いについて) (1) 未利用口座管理手数料 ① 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。 ② この預金は、別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。 ③ この預金が未利用口座になりかつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。 ④ この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合には、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、預金者に通知することなく、この口座を解約することができるものとします。 ⑤ お支払いいただいた未利用口座管理手数料の返却、および解約させていただいた口座の再利用はできません。
19. (規定の変更) 略	20. (規定の変更) 略

総合口座規定新旧対照表

旧	新
26. (休眠預金等代替金に関する取扱い) 略	26. (休眠預金等代替金に関する取扱い) 略
新設	27. (手数料の取扱いについて) (1) 未利用口座管理手数料 ① 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。 ② この預金は、別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。 ③ この預金が未利用口座になりかつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。 ④ この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合には、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、預金者に通知することなく、この口座を解約することができるものとします。 ⑤ お支払いいただいた未利用口座管理手数料の返却、および解約させていただいた口座の再利用はできません。
27. (規定の変更) 略	28. (規定の変更) 略

貯蓄預金規定新旧対照表

旧	新
<p>19. (休眠預金等代替金に関する取扱い) 略</p> <p style="text-align: center;">新設</p>	<p>19. (休眠預金等代替金に関する取扱い) 略</p> <p>20. (手数料の取扱いについて)</p> <p>(1) 未利用口座管理手数料</p> <p>① 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</p> <p>② この預金は、別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。</p> <p>③ この預金が未利用口座になりかつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。</p> <p>④ この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合には、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、預金者に通知することなく、この口座を解約することができるものとします。</p> <p>⑤ お支払いいただいた未利用口座管理手数料の返却、および解約させていただいた口座の再利用はできません。</p>
<p>20. (規定の変更) 略</p>	<p>21. (規定の変更) 略</p>

以 上